

下請けに関する

相談窓口

この窓口は、厚生労働省が発注する公共工事で元請業者と下請業者の間の契約等に関する下請業者のための相談窓口です。

こんな時は、

すぐに相談窓口に電話！

- ・ 原価割れ受注を強要された
- ・ 下請代金から合理的理由の無い経費を一方向的に差し引いている
- ・ 割引困難な長期手形を交付された

等の事実があったら、ご相談下さい。

連絡先

大臣官房会計課監査指導室調達専門官

代表TEL 03-5253-1111（内線7965）

受付 月曜～金曜日

10:00～12:00

13:00～17:00